

# ETCコーポレートカード規約

西新井物流事業協同組合

# E T C コーポレートカード規約

## 第1条 利用者の範囲と資格

1. 西新井物流事業協同組合（以下組合と称す）に加入している組合員に限る。
2. 東日本高速道路㈱に申請し、許可を得た事業所で同事業所名義の自動車に限る。（車検証の写を東日本高速道路㈱に提出）
3. 車種に制度はないが、備車、名義貸し等は厳禁。

## 第2条 E T C コーポレートの使用方法

別紙、E T C システム利用規定及びE T C システム利用規定細則に準ずる。

## 第3条 取扱手数料

E T C コーポレートカード1枚につき617円（4月から翌年の3月分）の取扱手数料を東日本高速道路㈱に支払う。

## 第4条 カードの新規申込・車輛入替・再発行手数料

1. 新規申込手数料・車輛入替取扱手数料・ナンバー変更取扱手数料・破損等による再発行手数料 1枚につき3,000円
2. 紛失・盗難等による再発行手数料 1枚につき5,000円とする

但し、行政処分・事故等で長期カード利用が出来ない場合のカードの返却・新規申込については手数料免除とする。

## 第5条 E T C コーポレートカードの割引について

1. 割引率については、理事会で決定する。

第6条 組合は、高速道路を利用した代金を毎月末に締切り、組合員に請求するものとし、組合員は翌々月の末日の期日内に現金・組合の指定する銀行に振込みにて支払うものとする。

なお、第8条の1ないし5の事項のいずれか1つでも発生したとき又は本契約が解除されたときは、組合員は、それまでに利用した高速代金を即時に支払わなければならない。

第7条 前条の代金支払が期日に決済されないときは、その期日後年10%の割合で損害金を組合員は、組合に支払わなければならない。

第8条 組合、組合員は誠意を以って本契約を履行するが、組合員が規約条項違反したとき又は次の事項は発生したとき、組合は、何等通知なしに本契約を解除することが出来る。

1. 差押え、仮処分等の申立て又は、公売処分、租税滞納処分等を受けたり会社整理、更正手続き、破産等問題が発生したとき。
2. 監督官庁より営業免許の停止等をうけたとき。
3. 銀行取引停止処分を受けたとき。
4. 資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があったとき。
5. ETCコーポレートカードを不正に使用したとき。
6. その他特に組合が契約解除の必要を認めたとき。

第9条 組合員は、組合決算期末に還付される還付金が決定した金額を積立てるものとする。

ただし、年間利用総額×1.2×3/12に達するまで保証金として預ける。3か月分を超えた積立金は返金するが、燃料積立金が3ヶ月に達していない場合は、燃料積立金に充てることとする。

なお、組合員は、この積立金の返還請求権を第三者に譲渡することが出来ない。

第 10 条 別納カード紛失及び窃取等その責任について

1. ETCコーポレートカードを紛失又は窃取等された時は、直ちに所轄警察に届けると同時に、組合を通じて東日本高速道路(株)に届け出なければならない。
2. ETCコーポレートカードが発見されたときは速やかに組合を通じ東日本高速道路(株)に届けるとともに所轄警察に通報しなければならない。
3. ETCコーポレートカードの紛失及び窃盗等により生ずる一切の責任は組合員が負うこととする。

第 11 条 本規約の更改及び運用については、必要に応じ理事会に上程し、その決議を経て、適正に改善し運用するものとする。

第 12 条 この規約の定めのない事項があつて、緊急かつ必要な事項は理事会で決定する。

平成 17 年 4 月 1 日より実地

平成 18 年 5 月 23 日改正実施

平成 28 年 5 月 10 日改正実施

平成 31 年 3 月 13 日改正実施